

郵便請求の方法（転出届）

○請求できる人

- ・ 本人
- ・ 世帯員
- ・ 代理人（委任状が必要です）

○用意するもの

① 郵便請求書（転出届） 日中に連絡のつく電話番号を必ず記入してください。

② 本人確認資料（A 1点またはB 2点）

- 請求者の名前と住所が分かる写しが必要です。
- 保険証等、住所が裏面に記載されている場合は、表裏両面の写しが必要です。

③ 返信用封筒（返信先を記入し、切手を貼ってください。）

返信先は請求者の本人確認資料の住所になります。

個人番号カードまたは住民基本台帳カードをお持ちのかたは不要です。（下記注意事項をお読みください。）

※ 国民健康保険証、介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、印鑑登録証をお持ちのかたは、転出年月日をもって資格がなくなりますので、同封してお返しくください。

★個人番号カードまたは住民基本台帳カードをお持ちのかた★

上記カードをお持ちのかたは、継続利用を希望される場合は、転出証明書は発行されません。

転出の処理が終わり次第ご連絡差し上げますので、カードを持って新住所地の市区町村窓口へ転入の届出をしてください。

なお、カードの継続利用を希望しないかたは、転出証明書を返送します。カードと返信用封筒を同封してください。

<本人確認書類>

A：運転免許証、個人番号カード（氏名等記載の面のみの）、住民基本台帳カード（顔写真付）、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降交付のもの）、小型船舶操縦免許証、身体障害者手帳など

B：各種保険証、年金手帳から1点＋診察券、キャッシュカード、通帳から1点

<問い合わせ先>

十和田市 市民課 住民記録係

〒034-8615

青森県十和田市西十二番町6番1号

TEL：0176-51-6755（直通）